

令和7年度災害ケースマネジメント実践モデル構築事業に係る

公募型プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度災害ケースマネジメント実践モデル構築事業

(2) 目的

徳島県においては、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震などの甚大な被害が想定される大規模自然災害の発生が懸念されており、「誰一人取り残さない被災者の早期の生活再建」を図るためには、被災者一人ひとりの被災状況や生活などの実情に即した支援を継続して行う災害ケースマネジメントを実施することが重要である。

そのため、本事業ではモデル自治体において、研修や支援団体と協力したワークショップ、図上訓練を行い、その成果や課題を実践集としてとりまとめ、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント実施体制を構築する「モデルケース」として県内市町村に横展開していく。

(3) 業務内容

仕様書(別添1)のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)までの間

2 委託費の上限額

5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加要件等

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 徳島県内に本社若しくは営業所等を置く法人又は個人事業主であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者。
- (4) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 暴力団の構成員等

エ 成年被後見人又は被保佐人

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (11) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (12) 応募者の本社及び営業所等の都道府県税に未納がないこと。

4 スケジュール

公募開始	令和7年6月25日（水）
質問書の受付締切	令和7年7月4日（金）午後5時
参加申込書の提出締切	令和7年7月8日（火）午後5時
企画提案書の提出締切	令和7年7月25日（金）午後5時
選定委員会開催、審査結果通知	令和7年8月上旬頃
契約締結、事業開始	令和7年8月中旬頃

5 質問の受付

公募に関する質問は、所定の様式（様式第6号）を使用し、電子メールによるものとする。

(1) 受付期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで

(2) 受付場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 危機管理部 防災対策推進課 被災者支援推進室
電話：088-621-2704

電子メール：bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

(3) 質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容は受け付けない。

(4) 回答

質問者及び回答日において参加申込書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答する。また、徳島県ホームページ上に当該回答内容を公表する。

6 参加申込み等の手続き

公募に参加を希望する者は、次の通り必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び必要部数

ア	参加申込書（様式第1号）	1部	
イ	誓約書（様式第2号）	1部	
ウ	提案者概要書（様式第3号）	1部	
エ	業務実績報告書（様式第4号）	1部	
オ	県税に未納がない旨の証明書（原本）	1部	
カ	企画提案書（様式第5号）	正本1部	副本5部
キ	見積書（任意様式）	正本1部	副本5部

※端数切捨て以外の値下げ表示は行わないこと。

(2) 提出期限

(1) のア、イ、ウ、エ、オ 令和7年7月8日（火）午後5時まで（必着）

(1) のカ、キ 令和7年7月25日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

提出先への持参及び郵送（簡易書留郵便）すること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

5の(2)に同じ

7 企画提案書作成要領

企画提案書（様式5号）には、次の事項を記載すること。また、内容を補足する資料について任意の様式を添付して構わない。添付資料の用紙は原則A4版とし、添付する項目にその旨を記載すること。

- ・業務の基本方針（コンセプト）
- ・研修、ワークショップ、訓練等の実施
- ・独自提案
- ・業務実施体制

8 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置する。

(2) 選定委員会は、企画提案の内容について審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準（別添2）により総合的に採点評価し、1位の者を契約の相手方の候補とする。参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を判断する。

なお、プレゼンテーション実施日は、追って連絡する。

(4) 審査の観点

ア 提案内容（50点）

業務の目的、主旨を十分に踏まえた企画提案がなされており、質の高い研修等の実施が期待できるものであるか。

イ 実施体制（40点）

スタッフやこれまでの業務実績から、業務が円滑かつ安定的に遂行できることが見込めるか。

ウ 費用見積（10点）

委託費の上限額以内であって、適当であるか。

(5) 審査結果

プレゼンテーションを実施した全ての参加者に対し書面で通知する。

(6) その他

審査委員及び審査結果の内容に関する照会・問合せ・異議申し立ては受け付けない。

9 契約の相手方の決定方法

委託業務の実施に際しては、審査後に候補者と県は、企画提案の内容を基に、契約内容について協議・調整を行ったうえで契約を締結する。協議が整わない場合は、審査結果による次点の者と交渉を行うこととする。

10 応募に際しての留意事項

次のいずれかに該当する場合には、失格または無効とする。

- (1) 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合していない場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 見積金額が委託費の上限額を超えた場合
- (5) 本要領及び仕様に適合していない場合
- (6) 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

11 その他

- (1) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出内容に含まれる著作権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて参加者が負う者とする。
- (4) 委託業務の遂行に当たり、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (6) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。